

品川区児童自立生活援助事業実施要綱

制定 令和6年9月27日区長決定

要綱第330号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施について、「児童自立生活援助事業の実施について」（平成10年4月22日付け児発第344号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、児童養護施設の退居児童等であって、義務教育終了後、就労自立を目指す児童等に対して、共同生活を営むべき住居等（以下「児童自立生活援助事業所」という。）において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導ならびに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、併せて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、それらの児童等の社会的自立および豊かな人間性の形成に寄与することを目的とする事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(設置および運営主体)

第2条 児童自立生活援助事業所の設置および運営主体（以下「事業者」という。）は、区長が適当と認めた児童福祉事業に豊かな経験および熱意を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人等とする。

(対象者)

第3条 児童自立生活援助の対象者（以下「対象者」という。）は、現に養護に欠けるとともに、社会的に自立するための援助が必要と認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 義務教育を終了した児童または児童以外の満20歳未満の者（以下「児童等」という。）であって、次のアからオまでのいずれかに該当するもの（以下「措置解除者等」という。）のうち、品川区（以下「区」という。）により法第33条の6第1項の規定に基づき児童自立生活援助の実施が必要とされたものとする。

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託する措置または児童養護施設、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者

イ 母子生活支援施設における保護の実施を解除された者

ウ 児童自立生活援助の実施を解除された者

エ 法第 33 条第 1 項または第 2 項の規定による一時保護を解除された者

オ アからエまでに規定する児童等以外の児童等であって、区長が当該児童等の自立のために援助および生活指導等が必要と認めた者

(2) 満 20 歳以上の措置解除者等であって、次のアからエまでのいずれかに該当する者のうち、次号に掲げるやむを得ない事情により法第 33 条の 6 第 1 項の規定に基づき、区が児童自立生活援助の実施が必要と認めた者

ア 児童養護施設、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

イ 母子生活支援施設における保護の実施を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

ウ 児童自立生活援助の実施を解除された後、当該事業所により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

エ 児童相談所、里親支援センターおよび法第 11 条第 4 項の規定により里親支援事業（法第 11 条第 1 項第 2 号トに掲げる業務をいう。）に係る事務の委託を受けたものによる自立のための援助（アフターケア）を受けている者

(3) 前号のやむを得ない事情とは、次のアからウまでのいずれかに掲げるものとする。

ア 次の（ア）から（ク）のいずれかの教育施設（以下「大学等」という。）に在学する生徒もしくは学生および大学等への入学が予定されている者とする。

（ア）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校

（イ）学校教育法第 63 条に規定する中等教育学校（同法第 66 条に規定する後期課程に限る。）

（ウ）学校教育法第 72 条に規定する特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）

（エ）学校教育法第 83 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院を含む。）

（オ）学校教育法第 108 条第 2 項に規定する短期大学

（カ）学校教育法第 115 条に規定する高等専門学校

（キ）学校教育法第 124 条に規定する専修学校

（ク）（ア）から（キ）までに規定する教育施設に準ずる教育施設

イ 試用期間中の者、試用期間の満了後間がない者またはその他就労後間がない者

ウ 次の（ア）から（エ）までのいずれかに掲げる就学または就労に向けた活動を行っている者とする。

（ア）社会的養護自立支援拠点事業の利用

（イ）公共職業安定所における就職に関する相談

（ウ）求人者との面接

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げる活動に準ずる活動

（事業内容）

第4条 児童自立生活援助は、前条に規定する入居者が社会的に自立するために必要なものであって、その内容は次に掲げるものとする。ただし、子どもシェルター（虐待を受けた児童等の緊急の避難先をいう。）として児童等が共同生活を営むべき住居にあっては、児童等の状況に応じ、第1号および第3号に掲げる就業支援の実施を要しないものとする。

- (1) 就業への取組姿勢および職場の対人関係についての相談、援助等
- (2) 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関する事その自立した日常生活および社会生活を営むために必要な相談および援助等
- (3) 職場開拓等の活動を通じ児童を安定した職業に就かせるための援助および就業先との調整等
- (4) 入居者の家庭状況に応じた家庭環境の調整
- (5) 児童相談所および必要に応じて区市町村、社会的養護自立支援拠点事業所、警察、児童委員、公共職業安定所等の関係機関との連携
- (6) 児童自立生活援助事業所を退居した者に対する生活相談等

（実施場所）

第5条 児童自立生活援助の実施場所は、次の各号のいずれかに該当する場所または対象者の居宅とする。

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型は、法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）とする。
- (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型は、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設または児童自立支援施設とする。
- (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型は、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）または里親（親族里親を除く。）の居宅とする。

(定員)

第6条 児童自立生活援助事業所の入居定員は、次に掲げる区分に応じ、当該児童自立生活援助事業所の運営規程（区に届出を行ったものに限る。）で定めるものとする。

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型は、5名以上20名以下とする。
- (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型は、5名以下とする。
- (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホームで実施する場合は、6名以下（委託児童を含む。）とし、里親の居宅で実施する場合は、4名以下（委託児童を含む。）とする。

2 事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(設備等)

第7条 児童自立生活援助事業所Ⅰ型およびⅡ型に係る児童自立生活援助事業所（対象者の居宅を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備および食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。
- (2) 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね2人以下とし、その面積は、一人につき4.95平方メートル以上とすること。
- (3) 男女の居室を別にすること。
- (4) 第1号に掲げる設備は、職員が入居者に対して適切な児童自立生活援助を行うことができるものであること。
- (5) 入居者の保健衛生に関する事項および安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

(職員)

第8条 児童自立生活援助事業所Ⅰ型またはⅡ型を運営する事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、管理者（事業所の適切な運営を管理するほか、支援全体を統括する者）および指導員（主として児童自立生活援助を行う者。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、管理者は指導員を兼ねることができる。

2 指導員は、次に掲げる区分に応じ、次のとおり配置することとする。

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型は、次のとおり配置することとする。

ア 入居定員（暫定定員が設定されている場合は、暫定定員とする。以下同じ。）が6

人以下の場合は、指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置しているときは、残りを補助員（指導員を補助する者をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。

イ 入居定員の数が7人以上の場合は、指導員を4人以上配置することとし、以降入居定員の数が増えるごとに指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、別表に掲げる入居定員の区分ごとに同表に掲げる指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されているときは、残りの員数について補助員をもって代えることができる。

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型は、次のとおり配置することとする。

ア 入居定員が2名以下の場合は、指導員を1名以上配置する。

イ 入居定員が3名または4名の場合は、指導員を2名以上配置する。

ウ 入居定員が5名の場合は、指導員を3名以上配置する。ただし、指導員を2名以上配置しているときは、残りの員数について補助員をもって代えることができる。

3 児童等の人数に応じて前項の規定を満たす配置とする必要があることから、入居定員に対応する人数の指導員を配置することができない場合は、入居定員を見直し、または暫定定員を設定するものとする。

4 指導員は、入居者の自立支援に熱意を有し、第1号から第4号までのいずれかおよび第5号に該当する者とする。

(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の任用資格を有する者

(2) 法第18条の4に定める保育士

(3) 児童福祉事業および社会福祉事業に2年以上従事した者

(4) 前3号に準ずる者として、区長が適当と認めたもの

(5) 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

5 補助員は、前項第5号に該当する者とする。

（研修）

第9条 事業者は、入居者および退居後の生活相談等を受ける者（以下、「利用者」という。）の権利擁護および虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第10条 事業者は、利用者の国籍、信条、社会的身分または入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第11条 児童自立生活援助事業所に従事する職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用料)

第12条 事業者は、児童自立生活援助を提供したときは、食事の提供に要する費用および居住に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち入居者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払を受けることができる。

2 前項の費用の額は、入居者の経済的負担を勘案した適正な額とするよう配慮しなければならないものとし、当該額は、運営規程に定めた額を超えてはならない。

3 事業者は、第1項の費用の額に係る児童自立生活援助の提供に当たっては、あらかじめ、入居者に対し、当該児童自立生活援助の内容および費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

(管理者)

第13条 児童自立生活援助事業所の管理者は、当該児童自立生活援助事業所の職員および業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 児童自立生活援助事業所の管理者は、当該児童自立生活援助事業所の職員に法令およびこの要綱の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(自立支援計画)

第14条 児童自立生活援助事業所の管理者および児童相談所長（児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合に限る。）は、児童自立生活援助対象者が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の児童等について、年齢、発達の状況、当該児童等の事情等に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見または意向、児童等やその家庭の状況等を勘案して、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(運営規程)

第15条 事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的および運営の方針

- (2) 職員の職種、員数および職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 児童自立生活援助の内容ならびに入居者から受領する費用の種類およびその額
- (5) 入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行うときは、保管の方法および入居者に対する保管の状況の報告の方法
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 利用者の権利擁護および虐待の防止等のための措置に関する事項
- (9) 第 27 条に規定する評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容
- (10) その他運営に関する重要事項
(職員勤務体制)

第 16 条 事業者は、入居者に対し、適切な児童自立生活援助を提供できるよう、児童自立生活援助事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

(非常災害対策)

第 17 条 事業者は、軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意および訓練をするように努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第 18 条 事業者は、入居者の安全の確保を図るため、児童自立生活援助事業所ごとに、当該児童自立生活援助事業所の設備の安全点検、職員、入居者に対する児童自立生活援助事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他児童自立生活援助事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する児童自立生活援助の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（申込み、入居および退居時の対応）

第20条 児童自立生活援助の実施を希望する対象者は、品川区児童福祉法の施行に関する規則（昭和40年品川区規則第17号。以下「規則」という。）第20条第1項に規定する児童自立生活援助実施申込書（以下「申込書」という。）を品川区児童相談所長（以下「児童相談所長」という。）に提出しなければならない。この場合において、事業者は入居を希望する対象者からの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

2 事業者は、入居者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めなければならない。

3 事業者は、入居者の退居に際しては、当該入居者に対し、適切な相談その他の援助を行うとともに、福祉サービスを提供する者または当該入居者の職場等との密接な連携に努めなければならない。

4 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更し、または解除する必要があると認めるときは、これを区に報告するものとする。

（衛生管理）

第21条 事業者は、入居者の使用する設備、食器等または飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

（食事）

第22条 児童自立生活援助事業所において、入居者に食事を提供するときは、その献立はできる限り変化に富み、入居者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法について栄養ならびに入居者の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。

(物品の保管等)

第23条 事業者は、入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行うときには、あらかじめ、運営規程に保管の方法および入居者に対する保管の状況の報告の方法を定めておかなければならない。

2 事業者は、前項の保管を行うに当たっては、入居者に対し、あらかじめ定めた保管の方法および保管の状況の報告の方法について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

3 事業者は、入居者に対し、1カ月に1回以上、第1項の保管の状況について報告しなければならない。

4 事業者は、入居者の金銭、預金通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者へ説明するとともに、同意を得た上で取り扱うものとする。

(守秘義務)

第24条 児童自立生活援助事業所に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(帳簿の整理)

第25条 児童自立生活援助事業所には、職員、財産、収支および入居者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(苦情対応)

第26条 事業者は、その提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童自立生活援

助事業所の職員以外の者を関与させなければならない。

(第三者サービス評価)

第27条 事業者は、自らその提供する児童自立生活援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(調査)

第28条 事業者は、区からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的に区の調査を受けなければならないものとする。

(関係機関)

第29条 事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童委員、公共職業安定所、警察等の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(入居、退居および援助の継続)

第30条 入居者の入居、退居および援助の継続は、児童相談所長が入居者の状況を把握し、管理者と十分な調整を図った上で行うものとする。

(事業開始、廃止等の手続)

第31条 事業者は、事業を開始する2カ月前までに、規則第21条第1項に規定する児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業実施届により、次に掲げる資料を添えて、区長に届出を行うものとする。

(1) 定款その他の規約（法人の場合に限る。）

(2) 運営規程

(3) 建物平面図

(4) 職員の名簿、履歴書および資格証明書

(5) 事業計画書

(6) 収支予算書

(7) 決算書（既にほかの事業を行っている場合に限る。）

(8) 登記簿謄本、賃貸契約書等の土地および建物の所有等の状況が確認できる書類

2 区は、届出の受理後、事業開始前に現地調査等を実施し、届出内容の確認を行うものとする。

3 第1項の規定により届け出た事項について変更が生じたときは、変更の日から1カ月

以内に、規則第 21 条第 2 項に規定する児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業内容変更届に必要な書類を添えて、区長に届け出なければならない。

- 4 事業者は、事業を廃止し、または休止しようとするときは、原則として、その 2 カ月前までに規則第 21 条第 3 項に規定する児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届により、区長に届け出なければならない。

（運営費）

第 32 条 本事業に関する経費は、別に定めるところにより算定するものとする。

（委任）

第 33 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

別表（第 8 条関係）

入居定員	6 人まで	7～9 人	10～12 人	13～15 人	16～18 人	19、20 人
指導員数 （補助員を含む。）	3 人以上	4 人以上	5 人以上	6 人以上	7 人以上	8 人以上
必要指導員数	2 人以上	3 人以上	4 人以上	5 人以上	6 人以上	7 人以上

付 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。